

令和 7 年度 第 1 回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時：令和 7 年 6 月 24 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

場所：松戸市役所 新館 7 階 大会議室

○出席委員

萩原委員（会長） 佐藤(瑠)委員 古澤委員 蒲田委員 和泉委員
小金井委員 玉村委員 鷺田委員 佐藤(美)委員

○オブザーバー

千葉家庭裁判所 松戸支部(1 名)

○事務局出席者

障害福祉課長補佐
地域包括ケア推進課 障害福祉課

【1 開会】

○事務局

要綱のご説明をいたします。お手元の「松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱」をご覧ください。

「資料 1 松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱」についてご説明いたします。こちらは本協議会の事務局を市が担うことになった令和 5 年 4 月 1 日に制定したものであり、以降改正等はありません。今年度 4 月より新たに委員として選任された方々もいらっしゃいますので、改めてご説明をさせていただきます。まず、本協議会は、第 1 条にあります通り、関係機関との連携及び情報共有を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を図るために設置しております。本協議会の所掌事項を第 2 条にお示ししており、地域連携、地域課題の検討・調整・解決、成年後見制度利用促進法、中核機関の運営状況に関すること、等としております。

第 4 条第 2 項にございます通り、本日まで出席いただいている委員の皆様の任期は 2 年間となります。令和 9 年 3 月 31 日までとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。あわせて、第 6 条に記載の通り、オブザーバーについては千葉家庭裁判所よりご出席いただいております。

第 7 条第 2 項には、委員が出席できない場合の規定として、代理の方に出席いただくことができる旨を記載しております。

また後程司会より案内がございますが、市で行う会議は公開を原則としており、第 11 条にその旨を記載しております。

事務局からのご説明は以上となります。

【2 委員・事務局自己紹介】

【3 傍聴者の報告】

【4 議題 1) 今年度の目標と達成に向けた取り組み（案）について】

○会長

それでは議事に入りたいと思います。まず 1 番目、今年度の目標と達成に向けた取り組み案ということです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

事務局よりご説明させていただきます。お手元に「資料 2 令和 7 年度第 1 回松戸市成年後見制度利用促進協議会資料」と書かれたものをご用意ください。

今年度新たに就任された方もいらっしゃることから、本市の中核機関の体制や協議会についてご説明いたします。本協議会は、令和 2 年度に立ち上げ、委員の皆様にご意見をいただきながら、本市の地域連携ネットワークのあり方や中核機関の体制について検討して参りました。

資料にて、①から④として記載しております「広報機能」「相談機能」「利用促進機能」「後見人支援機能」は、国より示された成年後見制度利用促進計画にて、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能として明記されており、本協議会では、この機能別に、各場面での課題やその改善策を検討いたします。

また、本市における権利擁護支援の中核となる機関、いわゆる「中核機関」につきましては、令和 2 年度より立ち上げており、令和 5 年度からは、本市及び NPO 法人成年後見センター しぐなるあいずにて、機能分散型として業務を担っております。なお、しぐなるあいずには、本市より「松戸市成年後見相談室」を委託しております。

次のページに移ります。「令和 7 年度松戸市成年後見制度利用促進協議会について」と書かれているページをご覧ください。現時点でのテーマを記載しておりますが、今後協議会を開催していく上で、テーマが変更となる可能性もございますので、あらかじめご了承ください。

今年度は年 3 回の開催を予定しております。第 1 回であります今回は、公的支援の実施状況について、各分野から見る成年後見制度利用促進について。次に、第 2 回は、10 月 28 日、13 時 30 分開催を予定しており、相談受付状況や傾向について、市民後見協力員の周知について、後見人等就任後の連携について。第 3 回は、来年 2 月 17 日 15 時に開始を予定しており、今年度のまとめと次年度の協議会について、業種ごとに配布したリーフレットの活用状況について、日常生活自立支援事業からの移行について、ご説明をさせてい

ただく予定となっております。

次に、各機能別に今年度の目標とその達成に向けた取り組み案について記載しておりますので、4ページをご覧ください。

①広報機能に関しまして、適切な知識に基づいた制度活用の促進、把握した権利擁護ニーズを適切に支援につなげることができるような周知、支援者向け手引きの理解度向上を目標としております。

目標達成に向けた取り組みとして、1つ目は、昨年度に引き続き、市内各圏域に出向き、講演会及び個別相談会を実施いたします。昨年度と同様、市内3圏域において、それぞれ3回ずつ、計9回開催する予定となっております。昨年度からの変更点といたしまして、講座の中で、成年後見制度のみでなく、関連制度についても触れていただく構成を予定しております。これは令和5年度より開催している本講演会で、基礎的な知識を身につけている参加者の方もいらっしゃる想定されること、市民の皆様からのアンケートにおいても関連制度及び相談窓口の説明を希望する意見があったことを踏まえ、より多くの市民の方に関心を持ち、理解を深めていただくことを目的とした変更となります。なお、初回は7月の開催を予定しており、本日の参考資料1が周知用のチラシとなっておりますので、後程お目通しいただけますと幸いです。こちらのチラシは現在、市内公共施設や、市内各駅の広報ラックを中心に配布しております。

2つ目の「権利擁護ニーズに適した支援につなげることができるような周知」につきましては、銀行や医療機関の職員が市民の方と関わり支援の必要性に気が付いた際にご活用いただけるよう、繋ぐ目安となる指標や繋ぎ先を記載したリーフレットを今年3月に配布したことから、配布先を対象に、今後アンケート調査を実施していく予定です。活用状況等を確認することにより、周知内容の見直しや、今後の配布先の検討等に繋がたいと考えております。

3つ目の「支援者向け手引きの理解度向上」につきましては、昨年度の本協議会の中でも、基幹相談支援センターや地域包括支援センターの職員に手引きを活用してもらうことができるような研修会の開催の必要性が確認されたことから、活用率の向上につなげることができるよう、一次相談窓口等の支援者を対象とした研修会、会議等の場を積極的に活用し周知していく予定です。

次に5ページをご覧ください。②相談機能につきまして、目標として、相談窓口の設置、適切なタイミングで後見等申立てに結びつくための支援、相談ケースの定期的な分析及びニーズ等の検証、成年後見相談室の利用促進の4つを記載しております。達成に向けた取り組みといたしまして、まずこれまでに引き続き、様々な媒体を活用し、市民や支援者の皆様を対象に、成年後見制度や制度活用のための相談窓口について周知していくことを挙げております。

また、2つ目といたしまして、「成年後見制度活用に向けたケース会議等への専門職派遣事業」について記載させていただきました。本事業は、昨年度の協議会にて、委員の皆様

に多くのご意見やご助言を頂戴し、専門職とのスムーズな連携の実現に係る取り組みとして、今年度より実際に開始したものととなります。本事業は、本人や世帯の抱えている課題の解決に対して、成年後見制度の活用が有効であるかどうかの判断が難しいケース、専門職による助言及び申立て支援をはじめとした繋ぎ先に迷うケース等について、本人の利益を図る目的で支援の方向性を決めるケース会議等における専門職の助言や支援が必要である場合を対象とします。なお、既存の支援チームの1人である一次相談窓口より成年後見相談室へ依頼し、活用していただく事業となっております。初年度でありますので、まずは一次相談窓口を対象に事業周知を継続し、認知度の向上を図るとともに、実際にこの事業を活用されたケースについて、適切な支援方針の見直しや後見申立てへの繋ぎにどのような効果があり、どのような課題が生じたのかを確認し、事業の見直しに繋がりたいと考えております。

3つ目に記載している一次相談窓口の職員向け研修会も、昨年度と同様、権利擁護支援に対する理解を深めることを目的として実施を予定しております。

次に6ページをご覧ください。利用促進機能aの受任者調整等の支援につきまして、国の計画の中で主に示されている受任者調整会議は、これまでの本協議会の議論の結果を踏まえ、本市としては開催しておりません。このため本項目における目標は、成年後見人等就任後の円滑な引継ぎ及び課題の共有に焦点を当てております。達成に向けた取り組みといたしまして、後見人等選任後の引継ぎに伴い生じる課題等の確認と、より円滑な情報共有及び引継ぎの実現に必要な取り組みや体制の検討の2点を記載しております。

既存の支援チームと就任した後見人等の引継ぎ時点で、既存の支援者では解決が難しく残されている課題や、引継ぎ後に必要となる支援が適切に共有されることが、被後見人等の権利擁護の観点から、必要になるかと思えます。また引継ぎ後、主たる支援者が後見人等となった場合でも、引継ぎ時に適切に情報共有等がなされていることにより、被後見人等に改めて福祉的課題が生じた際には、課題に応じた支援機関へ後見人から速やかに相談しやすくなるというような必要時の連携も期待されるかと思えます。既存の支援チームと後見人等の円滑な連携のあり方や、その実現に向けた体制の充実について検討してまいりたいと考えております。

次に7ページをご覧ください。利用促進機能bの担い手の育成・活動の促進につきまして、本市においては、法人後見受任団体のもとで活動しております「市民後見協力員」を中心としております。今年度の目標といたしまして、市民後見協力員のさらなる周知、市民後見協力員の活動の場の拡大の検討、実状に応じた研修会や勉強会の開催の3つとしております。市民後見協力員の活動状況について、改めて確認し整理する中で、より多くの方に関心を持ってもらうことができるよう、積極的に活動内容の周知を図るとともに、現在の活動状況に鑑み、権利擁護に資する事業への参加をはじめとして、市民後見協力員の持つ視点や経験を生かすことができる工夫を検討して参りたいと考えております。

利用促進機能cの日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行といたしまし

て、先ほどご説明をさせていただいた成年後見制度活用に向けたケース会議等への専門職派遣事業を含めた工夫の検討を挙げさせていただいております。日常生活自立支援事業等から成年後見制度への移行については、関係する支援者の方針の統一が難しい場合や、手続きを進める主軸が決まらない状況等が懸念されるかと思えます。専門職派遣事業が活用される場として、日常生活自立支援事業の利用者にかかるケース会議も想定しており、成年後見制度への円滑な移行に繋がる可能性も期待されるかと考えております。一方で、日常生活自立支援事業の事業特性等の都合により、活用のしづらさが生じる可能性も考えられることから、活用状況とあわせて制度移行に係る課題を確認し、スムーズな移行に繋がる工夫を引き続き検討してまいります。

次の 8 ページに移ります。最後に、後見人支援機能の目標といたしまして、親族後見人等のニーズ把握、成年後見制度活用の検討から後見人等就任後まで権利擁護支援チームが連携できる体制の検討の 2 つとさせていただいております。

目標達成に向けた取り組みといたしまして、1 つ目は、昨年度に引き続き、親族後見人のニーズの把握を挙げております。親族後見人の相談窓口として、松戸市成年後見相談室を周知しておりますが、相談数は少数となっております。昨年度、基幹相談支援センター及び地域包括支援センター職員を対象に実施したアンケートにおいても、親族後見人からの相談を受けたことがあるとの回答は、回答者全体の約 1.5 割と少数となりました。今後引き続き、相談を希望する親族後見人が必要に応じて適切な相談窓口に繋がることができるよう、相談内容を基にニーズの確認を行うとともに、家庭裁判所にて親族後見人を対象に配布させていただいている相談窓口設置に向けたチラシの配布状況を確認し、配布方法等の検討も進めてまいりたいと思います。

2 つ目は、既存の支援チームと後見人等の間で適切に情報や支援方針の共有が図られ、円滑な連携が実現された事例について、そのポイントの共有を挙げております。内容としては、先ほどご説明いたしました、「利用促進機能 a 受任者調整等の支援」の内容と通じる部分もあるかと思えます。専門職や一次相談窓口職員をはじめ、被後見人等の権利擁護に携わる支援者がこれまで後見人等就任前からの支援チームとして、もしくは就任した後見人等として関わる中で、効果的に連携できるよう、それぞれ意識してきたポイントを確認し、その共有を図ることを通して、支援者がより連携しやすい体制づくりや支援の質の向上を図ってまいりたいと存じます。

事務局からの説明は以上となります。

○会長

はい。ありがとうございました。それでは委員の皆様から、ただいまの説明について質問ご意見等ございましたらお願いします。

意見が出るまでの繋ぎじゃないですけど、松戸の場合は今説明いただいたように、色々な機能という形で説明が分かれるのですが、一次相談窓口の重要性というところでずっと

議論をしてきております。というのもこの制度が機能していく、浸透していくためには、やはり制度を知ってもらい実際に利用してもらわないといけないわけです。私たち専門職の方で、弁護士、司法書士、社会福祉士の方で相談者にアドバイスすることは当然あるのですが、ただどうしても専門職というのは、その場限りの関係でしかないことが多く、実際に市民の方としては、日常的に支援を受けているケアマネですとか相談員の方とか、包括もしかりですけれども、そういった身近に相談できる人の方から、この制度が進められたりすると、非常に信用しやすいというか、自分の生活を知っている人から勧められると腑に落ちるといふところがあるということで、その一次相談窓口の方の力を借りて制度を進めていきたいというところでやってきていますね。そうすると一次相談窓口の方のこの制度への理解ですとか、あとは一次相談窓口の方が何か困ったときに、専門職ですとか成年後見相談室の方にアクセスして相談ができると。そういう関係性を作るといふところが重要という視点でやってきております。

今日は先ほど説明いただいた資料の4ページや5ページでも、一次相談窓口向けに研修会をするとかこの手引きを作るといったところは、そういった観点で進めてきているところでもありますね。あとは、今年度から始まった一次相談窓口に派遣をするといったところも、そういった視点から、実施してきているものであります。ですので、そこで重視している部分、そういった点があることを、理解していただければと思っております。

あとは、社協の日常生活自立支援事業の部分でも、かなりの困難ケースというのがあるという報告もあって、その辺の認識は共有しております、その中で成年後見制度を使った方がスムーズにいくところもあるという判断もありますので、相談しながら、「適切に」というのがポイントでして、後見制度の利用促進というときに、前回の委員の中でも、協議会の中でも、共有しておりましたけれども、やっぱりこの制度があるから制度を使えばいいというものではなくて、適切な方に適切にこの制度を使うと。必要のない、という言い方が適切ではないかもしれませんが、あまり必要ない方にこの制度を無理やりつけても意味がないので、適切に運用していくところが肝だと思いますし、適切な方にこの制度が使われてこそ初めてその実感をしていただけるといったところかなと思っております。

皆さんご存知のようにこの制度が変わる、変更されるということが言われておりますけれども、そういったことも含めて将来的にこの制度が浸透していくような試みを続けていければと思っております。

皆さんの方からも、もしご意見があればと思いますがいかがでしょうか。

では〇〇委員お願いします。

○委員

初めてなので、一次相談窓口職員というのは、具体的にどのような方々を想定しているのか教えていただきたいです。

○会長

事務局からお願いできますか。

○事務局

事務局より回答いたします。一次相談窓口は、市民の皆様からご相談を受けていただく機関を想定しておりまして、例えば、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、ほっとねっと、社会福祉協議会等を想定しております。

○会長

はい。他にご質問でも構いません。いかがでしょうか。

そうしましたら、では議題の方を進めていきたいと思います。もちろん後であれば全体的なところでまた伺えればと思います。

【5 その他 1) 公的支援の実施状況について】

○会長

それでは 2 番目の方ですね、今度は次第のその他っていうところに入りまして、公的支援の実施状況についてですね、事務局からお願いいたします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

「資料 3 松戸市における公的支援の実施状況」と書かれた資料をご準備ください。

令和 6 年度までの市長申立て・本人親族申立費用助成報酬助成の件数及び傾向についてご報告いたします。1、2 ページ目が高齢者分野、3、4 ページ目が障害分野となっておりますので、順次ご説明いたします。

まず 1 ページ目をご覧ください。高齢者分野ですが、令和 6 年度の市長申し立て件数は 49 件であり、直近 5 年間では最大の件数となりました。申立てが必要となった方々の傾向としては、キーパーソンが入院等により、突然頼れない状況となり、早急に成年後見人の選任が必要となるケースが多数ございました。また、申し立てまでの日数については、市長申立てが適当であるか検討を行う市長申立て検討会から、家庭裁判所への申し立てまでの平均日数はおよそ 81 日であり、申立てから審判がおきるまでの平均日数は 24 日でした。なお市長申立て検討会から家庭裁判所へ申し立てまでの平均日数は、令和 5 年度と比較して、42 日短縮されました。

次に、本人親族が申し立てを行う際に費用を助成する「本人親族申立費用助成」についてご説明をいたします。令和 6 年度の件数は 32 件と例年通りでした。なお、令和 7 年 4 月より、実状に合わせた制度とするために、要綱の改正を行っております。引き続き必要な方に

利用していただけるように、制度の周知を図って参ります。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。経済的な理由で、成年後見人等への報酬の支払いが困難である場合に、費用を助成する報酬助成についてご説明をいたします。令和 6 年度は 164 件と増加いたしました。基本的に年 1 回の申請となりますが、その申請回数につきましては、全体の 3 分の 1 は初回の申請であることから、新たに成年後見人が選任された方の利用が増加傾向にあります。このことから、今後も申請件数の増加が見込まれている状況でございます。

次に、障害分野の説明に移ります。

めくっていただいて 3 ページ目の方をお願いいたします。障害分野ですが、令和 6 年度に行った市長申立ての件数は、前年度と比べて増加しており、6 件ございました。内訳としましては、経済的虐待があり申立てに至ったものが 1 件、親族申立てが困難であることによるものが 5 件となっております。親族申立てが難しい理由としては、2 件は親の認知機能が低下したこと。3 件は親族不在であることとなっております。令和 5 年度及び令和 4 年度についても、虐待から申し立てに至ったものが 1 件、その他は親族不在等に伴う申立てであったことから、申立てについて偏った傾向は見られておりません。あわせて申立てまでの日数ですが、市長申立て検討会から家庭裁判所に対する申立てまでの平均日数は 118 日であり、申立てから審判がおきるまでの平均日数は 9.5 日となりました。

次に、本人親族申立費用助成についてですが、こちらは毎年件数に大きな変化が見られておらず、横ばいの状況です。

めくっていただいて 4 ページの方をお願いいたします。最後に、報酬助成ですが、記載誤りがございます。令和 6 年度の件数について、施設に居住している被後見人等の人数を 43 件と記載しておりますが、正しくは 42 件となります。それに伴い、合計件数につきましても、正しくは 74 件となりますので、申し訳ございませんがお手元にてご修正いただきますようお願いいたします。報酬助成につきまして、令和 6 年度は 74 件と増加傾向になっております。内訳を見ますと、令和 4 年度、令和 5 年度と同様、施設に入居中の被後見人等の件数が多く、次いで、在宅の被後見人等の件数が多くなっております。

高齢者分野同様、障害者分野においても、申請件数の増加が今後も見込まれる状況となっております。

説明は以上となります。

○会長

ありがとうございました。ではそれではこの部分について委員の皆様からのご質問意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

では指名をしますけれども、〇〇委員。先ほど自己紹介の中で柏ですとか流山の方の委員を務めてらっしゃるという話もありましたけれども、そういった中でこの松戸の件数、そういったデータを見て何かもし感想とかでもあれば、いただければと思いますが、いかがで

しょうか。

○委員

社会福祉士の〇〇です。よろしくお願いします。

松戸市さんは申立ての費用の助成もあるということで、これは多分県内でもほとんど例がなく、非常に画期的な取り組みだと思います。松戸市さんのこの報酬助成、利用支援事業の申立てのところも、助成の対象にするのがスタンダードになってほしい、他の市町村にも並んでほしいなというふうなところがあります。やっぱり件数はかなり多く受けていられていて、実際はどこの市町村もそうですが後見類型が多くて、ただ保佐類型も若干ですけどもあるというところ、この辺り多分市役所内部でも、「本人申し立てなのか、市長申し立てなのか」みたいなのところではなかなか難しいんじゃないかなみたいなところもありますね。

本人親族の申立て費用の助成のところ、実状に合わせた制度とするために要綱改正されたとのことでしたので、どのようなところの改正なのか、お時間ある時に伺いたいと思いました。以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

事務局の方には、要綱の改正についての経緯みたいな話があったと思うんですけども、その回答いただけますかね。はい、ではお願いいたします。

○事務局

事務局の方からご回答させていただきます。

今年度 4 月から、本人親族申立て費用助成について改正を行いました。具体的に改正した点としまして、1 点は、申請書や委任状の様式を要綱改定に伴って変更しております。次の 2 点目としましては、助成対象費目、助成の対象になる項目を変更させていただきました。これまでは、支援手数料の部分で、成年後見制度の利用に関する相談支援を行う者が、当該支援を行った場合も対象としておりましたが、今後は弁護士または司法書士が書類作成、その他の本人親族申立ての手続きを支援した場合のみ、助成の対象とさせていただくこととなりました。3 点目につきましては、審判がなされる日までに、助成対象者または申立ての対象者が亡くなった場合につきまして、これまでは審判が出されるまでに亡くなってしまった場合対象外となっておりましたが、今年度より、必要な書類がそろっていればというところですが、費用の一部を助成させていただく形となりました。具体的には、申立てにかかった実費部分について、亡くなってしまった場合でも対象とするという形になります。説明は以上になります。もし不明な点がございましたらご質問いただけますと幸いです。

○会長

ありがとうございました。〇〇さんの方からいかがでしょうか。

○委員

はい。ありがとうございます。ホームページとかに載っているような状況でしょうか。

○事務局

ホームページの方にも掲載させていただいておまして、必要な書類一式等の情報も更新されておりますので、ご活用くださる際にはご確認をお願いします。

○会長

はい。ありがとうございました。

他にもご質問ですとかご意見でも構いませんがいかがでしょうか。

〇〇委員お願いします。

○委員

市町村申し立てになる要件について、具体的に決まっていたら教えていただきたいんですけどいかがでしょうか。

○会長

事務局の方いいですか。お願いします。

○事務局

具体的な要件と言いますと少し難しいですが、対象になる高齢者の方や障害者の方が、ご自身での申立てができないかつ申立てをしてくださる親族の方がいらっしゃる場合等に市長申立てのご相談をいただくことが多いかと思います。基本的には、ご本人様が、判断能力等ある方であれば、本人申立てというところも検討していく部分にはなりますが、意思疎通が難しいというような、ご自分での手続きができない方については、市長申立てという形で進めさせていただくことがございます。

○委員

これに付随しまして、「申立て検討会」という記載があるんですけども、ここにはどういったメンバーが出ているんでしょうか。

○会長

はい。大丈夫ですかね。お願いします。

○事務局

高齢者分野の市長申立て検討会では、例えば対象になる方のご支援に当たられている方、例えば地域包括支援センターの職員でしたり、もしくは生活保護を受給されている方であれば生活支援課の職員でしたり、担当課の職員、管理職等が出席をしております。

障害分野の市長申立て検討会につきましては、内部になりますが、地区の担当ケースワーカーと権利擁護の担当職員及び管理職が参加しているような状況になります。

○会長

ありがとうございました。あと今日出席されている中に、実際にこの検討会に出られている方、何か検討したよとかありますか。○○委員とか、他の委員とか、ないですか。

○○委員。差し支えない範囲で実際にどういったケースとか、どういう話し合いをしたとか、実感がわくかと思いますので、ご紹介できる範囲でもしあれば、ご紹介いただけますか。○

○委員、お願いします。

○副会長

結構、よくあるのが虐待とかで、後見をつけないといけないなというような時とかで、申立てする人がいないってような状況とか、長期の入院とかしていて、親族と連絡が取れないような方。結構多いのが、生活保護とか受けている方が、後見が必要になって申立てする時に、本人も家族も無理だし、親族もないみたいなので、検討会にかけるといのが多いかなと思います。

○会長

ありがとうございました。

○委員

どれくらいの感じでやりとりをしていいのか分からないですけど、ご意見があれば聞かせてもらえればなんですけども。今現在例えば市長申立てもそうですし、報酬助成もそうなんですけど、制度が多分今後変わってくる。今回、裁判所の書式も変わって、身上保護の加算もついてきているような状況が出てきているような状況で、今、国の方でも、第二期の利用促進計画でもありますし、国の法制審議会の方でも民法も変わろうかというような状況もあるという中で、なかなか市町村の中でも、動きが難しいんだろうなというところもあるんですけども、今松戸市の中で何か課題となっているようなこととか、高齢と障害の分野の中の連携の部分にもあるかと思いますが、その中、報酬助成の部分のここが本当は課題があるんだとか。生活保護の方も、体の部分と実際のサービスを受けていたりする介護保険の紐付けとかってところで、報酬助成のルールが各市町村で違ったりするんですよ。そうすると松戸市なら報酬助成の対象だけど、これが流山市の施設に移動したりすると、松戸市

の場合は大丈夫だけど、柏市の場合、流山に行くと対象にならないとかいうような、何に紐づけてこの報酬助成をやっていくかとかいうようなところ。例えば松戸市さん大分こう調整していただいて改正されていると思うんですけど、今現在ある課題とか、今後はもっともう少しここを改善していきたいみたいなものがあれば、教えていただければ。なんか議会の質問みたいになっちゃって申し訳ないですけど、気楽な感じで何か現場の悩みが知りたいなというところで、はい。もしお手伝いできることがあればお手伝いしたいという意味での質問です。

○会長

ありがとうございました。事務局答えられますか。

○事務局

事務局よりご回答いたします。

〇〇委員のご発言いただいた、確かに実際の、高齢者であれば介護保険の保険者と、実際にご本人様が受けている生活保護の所管をする自治体と、ご本人様の居所の自治体とがそれぞれ別にある場合等もございまして、その時にどこの自治体が、どういった形で、報酬助成をしていくかというところは、何ケースか各自治体間で調整をしたものはございます。可能であれば、被後見人等の方にも、後見人等の方にも不利益がないような形でできたらとは思っていますのでその辺りは難しさを感じている部分です。

あと課題といたしましては周知の部分かなと思っております。先ほどお話をさせていただいたような、申立て費用助成の要綱改正も、報酬助成の手続きも、実際に必要とされる方がしっかり活用できるように、こちらの方で周知方法は工夫をしていく必要があるなと感じております。そちらを進めることで、必要な方に利用していただいて、権利擁護の部分が図られるように努めてまいりたいと考えております。回答として不十分かもしれませんが、以上です。

○会長

ありがとうございました。そして〇〇委員から話がありましたけれども、この報酬助成っていうところを実際後見実務には、専門職分野からすると、非常に重要なご指摘がございまして、実際利用する方もこの辺気にされていて「お金がないと後見つけられないんでしょう」という意見もいまだに根強くあるものでございますね。その辺の制度の報酬助成というところが、最近裁判所の方も先ほどありましたように書式も変わって、報酬額の算定というのも変わってきている部分があるので、それに連動する形で報酬助成の方もしていただけるといいのかなと、松戸市さんだけではないですけどもね、国レベルで、なるべく要件にばらつきがない形で一律でできると、もうちょっと、運用する側、実際後見人になる側としても良いかなと思いますし、そうすると、一次相談の皆さんの方としてももっと進めやすくな

るといふかですね、説明しやすくなるのかなっていうことでもあるかなと思います。

○委員

せっかくなので。障害分野の方で、グループホームがあると思うんですけども、グループホームが施設の扱いなのか居宅の扱いなのかっていうことで、これ市町村によって考え方が違うんですよ。居宅・在宅の場合は 2 万 8000 円が上限で、施設の場合、入院等は 1 万 8000 円で、そこが例えば柏市さんは在宅扱いになっていると。松戸市さんもちゃんと調べてきてないところではあったけど、多分施設扱いになっているのかな。そうですね。というところで、ここがまた難しくて、例えば高齢者のサービス付き高齢者向け住宅は居宅扱いなのかっていうと施設扱いですし、っていう細かいところなんですけども、当時の法律のところとか当時何か 1 つの作ったものが、そのまま参考にしてっていうところになっていると思うんですけども、そういうところも含めて、何か整備が必要なんです。どこの市町村も柏市もそうなんですけど様子を見ている状況になってるんですよ。

何かその辺りは松戸市さんがいけるのか、他の国や県が動いていった方がいいのかっていうところは、何か検討していった方がいいのかなというふうには思っています。何か、例えばそういうことがあるので、その辺実態に合わせたものになっていくといいんだろうなあと。80 万円 90 万円お金がある人に毎年報酬助成出すよりは、本当に足りない人に出していくみたいなのところだったり、改善の余地はあるんでしょうけど、なかなかこの辺はちょっと作業チームみたいの作ってやっていかないと難しい部分があると思います。すみません。登録委員からこういう意見が出ていたので、はい、参考までに。以上でございます。

○会長

ご意見ありがとうございました。何か事務局ありますか。今のことについては、特にないですか。はい。お願いします。

○事務局

ご意見いただいてありがとうございます。実際、在宅・施設の扱いの部分でしたり、報酬額の部分等々、実状の確認をさせていただきながら、内部の中でも検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【6 その他 2) 各分野から見る成年後見制度利用促進について】

○会長

それでは先に進めさせてください。その他の 2 つ目で、ここは一応今日の皆さんに意見を賜るところになるのかなと思いますが、各分野から見ると、成年後見制度利用促進について、というところに移らせていただきたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

す。

○事務局

事務局よりご説明いたします。「資料 4 令和 7 年度以降の取り組みに向けてご意見をお願いいたします」と記載させていただいている資料をお手元にご用意ください。

令和 7 年度の取り組みについては、先ほど資料 2 にてご説明させていただいた通りの内容を予定しておりますが、今後の中核機関の取り組みを検討するにあたり、委員の皆様よりご意見をお伺いしたいと考えております。1 ページ目については、後程ご説明させていただきますので、まずは 2 ページ目、資料の裏面をご覧ください。参考資料としてこれまでの取り組みを、一部ではございますがまとめさせていただいております。

なお、年間計画と同様、国より示されている成年後見制度利用促進計画に記載されている、中核機関が担うべき 4 つの機能に分けて記載しております。「広報機能」につきましては、成年後見制度やその利用の周知に係る取り組みとして、講演会や研修会の実施、支援者向け手引きの作成及び改定、連絡通路での設置等を行ってまいりました。また「相談機能」につきましては、意思決定支援や支援の必要性、適切な支援内容等の検討に係る取り組みとして、相談窓口を記載したものや、業種ごとに支援につなぐ目安を記載したものをはじめとしたチラシ・ポスターの作成及び配布、松戸市成年後見に相談室における相談対応、切れ目のない支援体制の検討等を進めております。次に、「利用促進機能」に係る取り組みとして、支援者向け手引きの内容の見直し及び改訂、市民後見協力員の養成、成年後見相談室による勉強会、基幹相談支援センター及び地域包括支援センターを対象としたアンケートを実施してまいりました。「後見人支援機能」につきましては、チームでの支援内容の検討や、バックアップ体制の整備にかかる取り組みとして、親族後見人のニーズ把握、後見人選任後の体制についての意見交換を行います。それでは、1 ページ目についてご説明いたしますので、表面をご覧ください。

皆様よりご意見をいただきたいポイントについて 3 点記載させていただいております。

①認知症や障害等により、金銭管理や自己決定が難しくなった方が権利擁護に資する制度等に適切に繋がるよう、成年後見制度やその相談窓口の認知度向上に向けた周知は今後も継続して注力していく必要があると考えております。広く知っていただくことはもちろん、昨年度末にチラシを配布した金融機関や医療機関をはじめ、支援を必要とする方に気が付く可能性の高い方々への周知も検討しております。周知方法や施設内容、周知先等について、ご発言いただけますと幸いです。②につきましては、福祉的観点での専門性を生かし、本人に関わる一次相談窓口の支援者だからこそ、本人の状態や状況を適切に理解した上で権利擁護に資する制度を繋ぐことができる場面があるのではないかと考えております。また、今年度より、成年後見制度活用に向けたケース会議等への専門職派遣事業を開始いたしました通り、専門職だからこそ、成年後見制度活用等に資する、適切な助言をいただける場面があると存じます。権利擁護及び適切な制度利用の観点から、支援者に求められる視点やスキ

ルについて、ご意見を賜りたいと考えております。③につきまして、皆さんが職務を通じて成年後見制度利用促進にご協力を賜っていただいているところかと存じますが、今後もし専門分野の中で実践したいと考えられている。権利擁護に資する取り組みがございましたら、教えていただけますと幸いです。

なお、こちらに記載しております①から③につきましては、差し支えない範囲でご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではですね、こちらはなるべく広く意見をいただければなと思っておりますので、こちらでまだ今日発言いただいてない方を優先にですね、ご意見賜れればと思いますが、名簿順ですと〇〇委員の方からなんですけれども、この 3 点を中心にとということですが、もし何かご意見等あればお願いできますでしょうか。

○委員

まとまらないんですけど、①の「相談窓口の認知度向上」の相談窓口というのは具体的に何を指しているんですかね。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

はい。ご質問いただきありがとうございます。相談窓口といたしましては、松戸市成年後見相談室でしたり、成年後見制度について相談できる場所、もしくはもしかしたら成年後見制度が必要なのではないかなという方々を支援に繋ぐ、地域包括支援センター、基幹相談支援センターの窓口等を想定しております。

○委員

であると、病院とかに配られたこの裏面の高齢者の総合相談窓口を想定しているということですね。分かりました、すみません。2 番目の「支援者に求められる視点やスキル」の支援者というのは何を指しているんですかね。

○事務局

ご説明が足りず申し訳ございません。支援者といたしましては、もともと被後見人となる方の周りにいらっしゃった福祉的な支援者の方もそうですし、後見人等が就任された場合

には、就任された方を支援者として想定をしております。

○委員

ありがとうございます。すみません。この3点について、何かこう、確固たる意見があるわけではないんですけれども、こちらの立場から、ちょっと今困っていること、頭を悩ませているところとしましては、やっぱり担い手なんですよ。そうですね。

市町村、市長申立てが増えていきますけれども、市長申立てってどうしてもやっぱり困難事案のケースも多くて、そうすると推薦依頼が回ってきても、なかなか受け手がいないので返すってことが結構、増加傾向にありまして。多分社協、ばあとなあも一緒だと思うんですけども。困難事案が増えていくと、どうしても報酬助成があったとしても、なかなか引き受ける人がいないというのが課題としてあって、今後、法改正で、終期を定められるっていうことになる、担い手不足がやや解決される可能性もあるんですけども、現時点としては、その担い手不足という点がこちらとしての課題で、それをどう解決できるかっていうのは分からないんですけど。実状としては今、こういうことがあります。

○会長

はい。ありがとうございます。そしたらですね、〇〇委員の方から、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

はい。相談窓口の認知度の向上についてという点につきましては、私どもは松戸市成年後見相談室を受託しておりますので、この相談室をいかにして皆さんに、知っていただけるかということは、かなり重要なのではないかなというふうに思っています。こういう相談室ができたからといっても、一次相談窓口と言われている包括とか中核とか、ほっとねっともそうだと思いますけれども、一体全体何を相談したらいいのというようなところは正直な感想ではないかなというふうに思うわけです。したがって、私どもが受託している、この相談室で何をしているのかということをもう少し、宣伝していく。相談活動と同時に、その前提である広報活動もしていかなければいけないのではないかなというふうに思っておりまして、今年はこのあたりをちょっと、もっと、松戸市もあわせて力を入れていただけないかなというふうに思います。かなりこの相談室の相談員は、できるといいますか、スキルのある人が担当しておりますし、今年度松戸市は、司法職も含めた専門職の派遣ということもされるようになっておりますので、その点も、もう少し市とも協議をしながら、意味のあるといいますか価値のある派遣活動ができるようにしなきゃいけないのではないかなというふうに思っています。

そのためにですね、松戸市相談成年後見相談室をどういうふうに広報活動するべきなのかというふうに考えましたときに、松戸市が地域巡回講演会とかやっておられます。その場

で、少しは成年後見相談室というのは、一体全体何をやってくれるのかという辺りをもう少し宣伝といいますか。啓発をしていくという場として使わしていただけるのがいいのではないかと。それだけだと、この成年後見相談室だけのためにですね、包括とかで、職員の方も含めてですか、宣伝していくといいますか、啓発していくっていうのはなかなか難しいんじゃないか。皆さんお忙しい中で、そうじゃないかなというふうに思うので、それはもちろん検討しなきゃいけないところではあるんですけども、まずは、こういう講演会などの場所、場を借りて、宣伝啓発していけないんだろうかというふうに今思っております。ぜひご検討いただければというふうに思います。

私どもの受けている松戸市成年後見相談室というのは、第二次相談窓口だと言われているところでした。いわゆる第一次相談窓口と言われている包括だとか、基幹の方々が、担当している具体的な、成年後見制度を活用したいと思う現場の支援者ですけれども。本当にこの制度を使ったほうがいいのかどうかというのは、また違った視点から見ていただく。それは必要だろうというふうに思います。そういう意味での第二次相談窓口の役割も果たすということが期待されておりますので、その辺も含めて、もう少し、今年度は力を入れていただければ助かります、というふうに思っております。

やはり支援者に求める視点とかスキルという点で、私は思いますのは、やっぱり司法的な視点ってのは非常に重要でして、我々仕事をしていく中で、どうしてこういう解決方法を選ばれたんだろうかというようなことが多々ございます。それはやはり、司法的視点が欠けていると言わざるを得ないです。なので、こういう司法的な視点というのは、必ずこの分野においては必要だというふうに思っておりますので、これらも含めた研修というのは、現場の支援者の方には必要なんではないんだろうかというふうに思っております。逆に、後見人として、我々弁護士も担当するわけですけれども、弁護士の場合は、権利、人権擁護的な視点を徹底的に学ばされてきている仕事ですのでその点についてはいいんですけど、ただでも理屈が走るところがございまして、やはりこの分野では、現場で本人中心に考えるというのはなかなか大変でして、理屈ではない部分といいますか。その配慮ある対応といいますかそういうものも必要になってくるわけで、そういうスキルは、我々弁護士の、とりわけ若い弁護士が必要になっているというふうに思っております。ただこれはですね、弁護士会の中でしっかり研修していかなくちゃいけない部分ですので、ちょっとここで議論するところではないのかもわかりません。

ただやはり特に、包括だとか基幹だとか、その辺の方々が、直で本人と対応しておられるわけですから、やはりその方たちのスキルっていうのは、全体的に協力しながら、養成していかなければいけないだろうと。それはこの場で、非常に議論をしなくちゃいけないところだろうというふうに思っているところです。私どもは悩みが結構ありまして、最近はですね、やはり本人にとって何がいいのかという点を、みんな現場でも悩んでおります。ただそれは、現場で対応している相談員たちは、悩みながらもですね、やっぱり自分の意見も持ちつつも、必ず迷うときには必ず司法職の方に相談するという体制がしっかりできていますので、何

とかクリアできてるかなと。これがもう少し平常化、標準化するようになればいいなと思うんですが、何しろ、先ほどの〇〇さんと同じで人材不足のところがございます、多少疲れ気味というか、そういうのもないわけではございませんので、スキルの上がった弁護士の協力を得られるように、私は努力していこうというふうに思っているところでございます。というような辺りで、特に私は今年度この相談室の広報啓発、これぜひ、市もともにやっていければというふうに思っています。

本当に本人のためにというけれども、本人のために本当に動いていくのかというところは、すごく常に現場の我々は悩んでいかなきゃいけないというふうに思っていますので、是非ともこの相談室の、力量を上げていただくために、啓発をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○会長

はいありがとうございました。今〇〇委員の話の中にもありましたけれども、相談室の方の周知の方法として、その講演会での周知チラシを配るというだけではなくて、もう 1 歩踏み込んだ周知の仕方があるんじゃないかと。そういったところっていうのは 1 つの具体的な課題として検討していただければなというふうには、思っております。

そうしましたらですね、時間も迫っているので申し訳ないんですけど、次に〇〇委員の方でもしこの 3 点ですね、その中で、ご意見等を検討することあればお願いします。

○委員

まずその第一次相談機関っていうところの、相談窓口っていう認識のところからかなというふうに思っております。私たち広くたくさんの相談を受ける中で、親亡き後の相談っていうのは非常に多く、あとは虐待に絡んできたときに、後見必要だろうと思ってもなかなか必要だろうと思う方に繋がっていかないっていうジレンマがあったりしています。親亡き後っていうところの相談に関しましては、きちんと必要なときに、また、制度が利用できるように、まずはきちんとした説明ができるところからだと思っております。一次相談っていうところでは、視点やスキルっていうところで言うと、制度を利用したときに、どんなふうな運用ができるかっていうのを、親御さんなり、ご本人というか、支援者なりが、きちんとイメージできるように、そこを説明できるっていうのが、職員には必要なところかなというふうに思っております。説明をした時に、覚えていていただいて、何かの時に思い出して、また相談していただけるような、そんな認識を相談者の方には持っていただけるように、対応できるといいのかなというふうに思っております。あと、本当に必要な人に繋がらないっていうのが、ご本人の同意が得られなかったりとか、あとは、家族の同意が得られなかったりとか、何か色んなところでこの人こそ必要と思うのに、なかなかこちらも知恵も足りなく工夫もあるでしょうけれども、そういった時に連携をしていく、二次相談窓口の方に相談していくっていうところができるといいのかなというふうに思います。また今日の説明の中

で、専門職派遣事業っていうのがありまして、もうちょっとこれを具体的にこう、まだ私がイメージできてないんですけども、本当にケース検討とか、困難ケースのときに、一緒に考えていける方と連携していけると、すごくスムーズな運用、適切な運用に繋がっていけるんじゃないかなっていうふうに思います。

自分の関わる分野で、というところですけども、今お伝えしたような困難ケース、この方に必要と思った時に繋げていけるような連携の仕方をしていきたいというところで、はい、私は思っております。ありがとうございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

やはり一次相談の中で迷ったり悩んだりする、困難ケースですとかそんなところの課題を、二次相談ですとか、専門職の方が一緒に解決できるというような仕組みっていうところが重要かなと。派遣事業なんかも、今年度からですけども、それがもう少しね、具体的なイメージを持ってもらえるといいのかなというふうには思いました。

それではですね、〇〇委員の方、続けてお願いできますか。

○委員

1 番目の相談窓口の認知度の向上のところなんですけれども、もう皆さんがお話しているように、ケアマネジャーとして、まず相談するのが大体包括というふうな考えがありますが、その他のしづなるあいずでしたりとか、ほっとねっととか、そういうところにご相談っていうところが分かってない方とかもいらっしゃるので、市が開催しているケアマネ向けの研修会とかで、少しお話していただけるといいかと、お願いできればと思っております。

2 番目のところなんですけども。一番、在宅で生活している高齢者にとっては、ケアマネジャーとしては、生活、ご本人のご様子を一番わかっている支援者の 1 人だと思っているので、その方の現状をしっかりと把握して、権利擁護のところなので、その人らしい生活実現に向けて、制度をしっかりと利用できるような、見方と言うんでしょうかね、そういうところができるといいと思っています。

支援者向けの成年後見制度活用に向けた手引き改正に関わると思うんですが、なかなかケアマネジャーの方で、持っているっていう者が本当に少ないので、皆さんに配るっていうことは大変だと思うんですけども、ネットとか、そういうところで周知して確認できるようなシステムがあるといいのかなと思っております。

3 番目の、自分の関わる分野の中でのところなんですけども、同じく先ほどお話ししたように、一番近くで、高齢者の方の生活とかそういうところを見ているので、その方の意思とか選択を尊重して自分らしく過ごせるように、後見人の制度に繋がられるよう、ケアマネジャー向けにも、専門職としての支援の仕方というところで研修会とか、もし開いていただけると、ケアマネジャー自体が成年後見制度のところの理解をできていると、繋ぎ場所とかそうい

う対応とかもできるんじゃないかと思います。すみません。簡単なんですけども、以上です。

○会長

ありがとうございました。当然ケアマネの皆さんへの研修の中で、この相談室も含めて、手引きも含めて周知をするっていうことが、前年度にも出ていたかと思いますので、引き続きお願いいたします。次、〇〇委員お願いできますか。

○委員

はい。自分の持っている日常生活自立支援事業のケースで、ケアマネジャーさんについてることがすごく多いんですけども、今のお話と重複してしまうところあるんですが、やはりケアマネジャーが、後見制度にどうやって、どこに相談したらいいかわからないっていうお問い合わせをすごく聞きます。包括などをご紹介するんですけども、申し立てるのはお金もかかりますし、忙しいしな、みたいな感じで、フェードダウンとすることが多い印象がありまして、必要だって分かっているんだけど何とか今の仕事をこなしているんで、そこまでは手が出ないなというようなニュアンスの雰囲気を感じることもよくあります。なので、その申し立てするまでの何か伴走というか、何かそういうところもあったり、あとケアマネジャーの研修などに周知を図っていくと、ケアマネの心理的な壁も低くなるのかなというふうに思っています。はい、以上です。

○会長

ありがとうございました。

時間で皆さんの意見聞けなかったんですけど、この点について意見言っておきたいという方がいらっしゃれば、この点についてですね、お願いできますか。〇〇委員お願いします。

○委員

今年度の権利擁護に関する取り組みのあり方につきまして、私は、松戸市は法人後見の推進といいますか、やっぱり活用に価値を見出してくださっているというふうに認識しているんですけども。法人後見で活動している市民の市民後見協力員っていうのがいるんですが。これもまた認知度が少なくて、皆さんに十分に活躍状況がご理解いただけてないという、もちろんこの委員の中にももちろん、全然わからないっていう人が多いと思いますけど。まずこのあたりも、きちんと、啓発していかなきゃいけないんじゃないかと。ある意味で、法人後見も価値のある、後見人の選任される候補者の制度だということを分かっていたければというふうに思っております。もう少し松戸市に法人後見を担えていただけるような法人が増えると、多分リーガルサポートも助かるんじゃないかと思うんですけど。なかなかですね、法人をつくり上げるっていうのは難しいのですが、今ある法人が少しはね、増えてきているようですので、その法人もスキルアップしないことには、権利侵害になりか

ねないので、重要な課題を抱えつつ、法人後見の発展というのは、やっぱり探っていただきたいというふうに思っています。ですから今ある市民後見協力員の活動はどういうものなのか、何をしているのかという辺りは、重要なんではないかと思って皆さんに知っていただきたいというふうに思っております。

今回の専門職の派遣というのは、具体的なケースについての派遣ということになりますので、一般的な勉強会への専門職のしぐなるあいずを通しての派遣はまだありません。予算の関係もあるんだろうと推測していますが、ただここまで来ているということは非常にいいことだと思います。

○会長

ありがとうございます。今のそういう専門職の派遣事業とかの部分につきましても、正確な部分の広報というか、そういったところの問題かなと思いますので、その辺りも、市の方で工夫していただければなというふうに思っております。

そうですね、もうちょっと聞きたかったんですけど、時間が来ています。私の不手際で申し訳ございませんでした。

最後ですね、今日オブザーバーで来ていただいております、いつもながらですけど、千葉家庭裁判所松戸支部の方からですね。一言いただければと思うんですがお願いできますでしょうか。

○オブザーバー

本日もいろいろなお話を聞かせていただきまして、貴重な時間となりました。ありがとうございました。

色々ありまして、その中でも例えば裁判所としても候補者一任の場合につきましては、特に報酬助成の要件は気になるところでして、常に情報収集を図っていきたいと思っておるところです。先ほどのお話ですと、申立て費用助成、報酬助成等をホームページに載せておられるというお話ですので、引き続き、そういったことを続けていただけると裁判所としても助かると思っております。はい。以上になります。

○会長

ありがとうございました。それではですね本日の次第に沿った議事は以上で終了したいと思います。司会を事務局にお返しします。

【6 閉会】

○事務局

会長、ありがとうございました。

次回の令和7年度第2回協議会の開催予定は令和7年10月28日（火）午後1時30分

からとなります。場所は本日と同様、松戸市役所新館 7 階大会議室にて予定しております。
詳細につきましては、追ってご案内させていただきます。

本日、車で来庁された方は駐車券の処理が必要となりますので、受付にお立ち寄りください。

以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回松戸市成年後見制度利用促進協議会を閉会します。
みなさまのご協力に感謝申し上げます。本日はご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

以上